

平成20年度「緑の募金公募事業」における留意事項

- 1 食料費は食料、飲み物合わせて650円/1人の範囲内において助成対象経費として認める。
- 2 人員輸送費は、最寄の駅から作業現地での実費とする。
- 3 機械・器具の購入については、高価な機械等（チェーンソー、下刈機、エンジンブロア、エンジンヘッジトリマー、チルホール等）は助成対象経費として認めない。
- 4 報償費については、組織内指導者の謝金は助成対象経費として認めない。
- 5 森林整備、緑化推進との関連が薄いと思われるイベントは助成対象として認めない。
- 6 個人に帰すと思われる資格に関する研修会の受講料は助成対象経費として認めない。
- 7 原則として、(社)岐阜県緑化推進委員会指定の看板を設置のこと。